

近運自二第 1 1 9 8 号
近運技保第 3 4 4 号
令和 8 年 2 月 2 0 日

近畿運輸局 自動車交通部長
自動車技術安全部長

「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可等の申請に
関する審査基準について」の細部取扱いについて

「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可等の申請に関する審査基準につ
いて（制定平成 1 6 年 4 月 1 日付け近運自二公示第 7 2 号。以下「福祉輸送事業限定許可
通達」という。）」の細部取扱いは下記による。

記

1. 福祉輸送事業の許可の対象となるケア輸送サービスの範囲

（2）使用する事業用自動車

②について

・運転者として乗務することを基本とするが、運転者とは別に介護福祉士等が乗務す
る場合も含めることができることとする。

2. 営業区域

（1）について

①同一地域と認められる隣接市町村の判断

山岳、河川、海峡等地形・地勢的要因による隔たりがなく、経済事情等に鑑み同
一地域と認められる隣接市町村の判断については、「一般貸切旅客自動車運送事業
の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」（平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日付け
自旅第 1 2 8 号・自環第 2 4 1 号）の別紙 1.（1）営業区域の規定に基づく一般
貸切旅客自動車運送事業における取扱いに準じて判断するものとする。

②近畿運輸局長が適当と認める場合の判断

近畿運輸局長が適当と認める場合の判断については、次のいずれにも該当するも
のであることとする。

（イ）隣接市町村の長、学校、病院、福祉施設等の施設管理者等から、申請者に対し、
隣接市町村の地域を発地又は着地とする要介護者等の輸送（既存の営業区域が発
地又は着地となる場合を除く。）について、文書による要請があること。

（ロ）申請者が事業許可取得後 3 年以上経過していること。

③申請方法等

(イ) 事業計画の変更の認可の取扱い

隣接市町村を含む区域を営業区域とする場合は、事業規模の拡大に該当することから事業計画の変更の認可申請を行わせるものとする。

なお、申請者等が「法人タクシー事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」（平成14年1月18日付け近運旅二公示第9号）のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないことについて審査することとする。

(ロ) 運賃及び料金の適用

隣接市町村における運賃・料金は、隣接市町村の区域に係る輸送を引受ける営業所（福祉輸送事業限定許可通達の2.（1）の府県の境界に接する市町村に設置する営業所をいう。以下同じ。）の所在する地域において適用されている運賃・料金を適用するものとし、隣接市町村に係る運賃・料金の設定認可申請を行わせるものとする。

(ハ) 事案の経由

本件申請については、営業所の所在する土地を管轄する運輸支局等を経由して行わせるものとする。

④事業計画の変更の認可に係る登録免許税

事業計画の変更の認可に係る営業区域が、近畿運輸局の管轄区域を超える場合には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第1第125号（2）ロの規定による登録免許税が課される旨通知するものとする。

3. 営業所

②について

- ・自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

③について

- ・関係法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとし、その他の書類については、提示又は写しの提出を求めないこととする。

4. 事業用自動車

- ・リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書の提示又は写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。
- ・営業区域を遵守した適切な営業を確保するため、「ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取り扱いについて」（平成25年3月28日付け近運自二公示第37

号)」によるものであること。

5. 最低車両数

6. 自動車車庫

(1) について

- ・ 1 営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等不自然な形態での事業用自動車の分散配置は、適切な運行管理が行われないおそれが高いことから認めないこととする（遠隔点呼が行われる場合を除く）。
- ・ 運行管理をはじめとする管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。
- ・ 遠隔点呼機器の設置を条件に、営業所から2キロメートルを超える車庫の設置を認める場合、事業計画の認可後、事業者は「遠隔点呼の実施に係る届出書」を提出する必要があることに留意すること。また、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて」（平成3年6月25日）に基づき、保管場所として認めた車庫の所在地等について、当該自動車の使用の本拠を管轄する都道府県公安委員会に通知することとする。

(4) について

- ・ 3. ②に同じ。

(5) について

- ・ 3. ③に同じ。

(6) について

- ・ 整備とは、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定されている調整を意味する。

(7) について

- ・ 私道の通行に関しては、当該私道の使用権限を有する者の承諾書を提出させることとする。ただし、所有者不明等の理由により取得が困難といった事情がある場合は、承諾書に代えて、取得できない理由及び所有者の異議申立てがあった場合には、新たな車庫を確保する旨を記載した書面の提出でも可能とする。

7. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

(4) について

- ・ 3. ②に同じ。

(5) について

- ・ 3. ③に同じ。

8. 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ・ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第8号に規定する自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が

記載された書類とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しとする。

9. 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ・ ①については、道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条（昭和35年法律第105号）の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類とは、申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類とする。
- ・ ②については、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面を提出させ、事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から個別に判断するものとする。なお、個別の判断に際しては、本省の意見も考慮するものとする。
- ・ ③については、特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類を求め確認するものとする。

10. 管理運営体制

(1) について

- ・ 専従する役員のうち1名は、13. (1) の法令試験に合格した者であることとする。

(2) について

- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9に規定する要件を満たす計画を有するものとする。
- ・ 申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するか否かについては、選任を予定する運行管理者の職務経歴書等の提出を求め確認することとする。

(3) について

- ・ 複数の運行管理者を選任する営業所において運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものとする。

(4) について

- ・ 常時密接な連絡をとれる体制とは、連絡網が規定されている等の趣旨であり、個別に判断するものとする。
- ・ 原則として、乗務員の点呼は対面により実施することとする。

(7) について

- ・ 別に定める基準を満たす指導を行う体制を有するものとする。

(9) について

- ・ グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18

日、国自整第216号)5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

(10) について

・旅客自動車運送事業運輸規則第3条に規定するところにより、苦情を処理することが可能な体制を有するものとする。

11. 運転者等

12. 資金計画

(1) ~ (2) について

・道路運送法施行規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別添様式を例とする。

・自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、預貯金以外の流動資産を含めることができることとする。

・預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出をもって確認するものとする。

・預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。

・その他道路運送法施行規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

13. 法令遵守

(1) について

・必要な法令の知識については、専従の役員1名が近畿運輸局等が行う法令試験に合格することをもって、これを有するものとする。

(2) について

・「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険/保険関係成立届(写)」等の確認書類、宣誓書など、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面の添付を求め、確認することとする。

(3) について

・本規定を適用する役員の範囲については、名目上の役員として経営を行わなくとも、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼすおそれが否定できないことから、これらの者についても本規定の対象とすることとしたものであり、法第7条の趣旨を維持するために設けるものである。

・「処分を受けた者ではないこと」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に基づき行政処分を行った日(行政処分の命令書に記載された当該命令を発出した日)をもって判断するものとする。

する。

14. 損害賠償能力

契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両の全てが任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認するものとする。

15. 適用

16. 申請時期等

17. 事業計画の変更の認可に付す条件及び期限

18. 挙証等

上記のほか、挙証等のため必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

項目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備考
(イ) 車両費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分のリース料)	(2月分のリース料)	
(ロ) 土地費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(2月分の賃借料)	
(ハ) 建物費	(取得価格(含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料。 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃借料)	(2月分の賃借料)	
(ニ) 機械器具 及び什器備品	(取得価格(含未払金))	(左欄と同額)	
(ホ) 運転資金			
・ 運送費			
人件費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修繕費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
・ 管理経費			
人件費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計		(左欄と同額)	
(ヘ) 保険料等			
自賠償保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
環境性能割	(全額)		
登録免許税	(全額)		
計		(左欄と同額)	
(ト) その他 創業費等	(全額)	(左欄と同額)	
合計			
50%相当額			
自己資金額			

※ 備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. 資金の調達方法

(1) 法人の場合

項目	既存法人	設立法人
資本金		
剰余金等		
増資資本金		
合計		

出資者名	出資金額

項目	申請事業充当額
現金預金	
その他流動資産	
調達資金合計 (自己資金額)	

(2) 個人の場合

金融機関名	預貯金等の種類	預貯金等の発行番号	申請日現在預貯金額
合計 (自己資金額)			